

# 平成31年度 町会定時総会 (Web用)

日時:平成31年4月13日(土)午前10時

場所:まちだCONTACT2階

案件:①平成30年度決算報告

②監査報告(報告書は削除してあります)

③平成31年度事業計画(案)

④平成31年度予算(案)

⑤役員選出(会長、副会長)

⑥その他

## 添付資料

- ・日の出町町会会則、慶弔(慰)規定
- ・平成31年度役員名簿(抄)

青森市日の出町会

## 平成31年度 事業計画 (案)

### ①有価資源ごみ回収

### ②親睦を深める日帰り旅行参加者増

日帰り旅行 期日:7月6日(土)

場所:ホテル竜飛(竜飛崎温泉)

参加費:2000円

(詳細・申し込みは、後日回覧)

### ③ウォーキング(野木和公園)への参加者増

実施が見込まれる日

10月14日(月):体育の日

(詳細・申し込みは、後日回覧)

### ④その他(ごみ収集場の整備)

※備考※ 年間予定の概略

4月 役員会、総会

ゴミ袋・紙ひも配布

7月 親睦を深める日帰り旅行

8月 ふるさと海岸の清掃及び監視補助

10月 野木和公園ウォーキング

3月 役員会、監査、次年度総会準備

## 日の出町町会会則

第1条 この会は日の出町に在住する町民をもって組織する。事務所を会長宅に置く。

第2条 この会は住民の親睦を図り、住みよい町をつくることを目的とする。

第3条 この会には次の役員を置く。

- (1) 町会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 監事2名
- (5) 班長若干名

第4条 役員は総会において選出する。

第5条 町会長は町会を代表し会を統理する。

副会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときはこれを代理する。

第6条 役員会は町会長、副会長、会計、監事、班長で構成する。

第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。(但し、班長の任期は1年とする。)

第8条 役員会及び臨時総会は、町会長が認めた場合これを招集する。

第9条 この会を運営するための経費は、町会費と寄付金をもってする。町会費は総会で決める。

第10条 この会計年度は4月1日にまじまり、翌年3月31日におわる。

付則 本会則は、昭和58年4月1日から施行する。

## 慶弔(慰)規定

第1条 本規定は、日の出町に在住する町民に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

- (1) 火災または、著しい風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ決定する。
- (2) 町民死亡の場合、参千円の香典をおくる。
- (3) 町会長、副会長、監事交替の場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

付則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

## 平成31年度 日の出町会 役員名簿

町会長 奈良 安規 (4班)

副会長 築館 昌邦 (8班)

会計 1名

監事 2名

班長 9名